

工 事 概 要

施工面積				m2	8,300
基盤整備	式	1	施設整備	式	1
グラウンド・コート整備	式	1			

施 工 理 由

本工事は、下鳥羽公園球技場において発生している排水不良や地盤の局所沈下を改良し、老朽化した人工芝の張替えを行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※下表の単価はすべて週休２日（４週８休以上）の補正を行っています。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
公園土工	残土処理工	残土等処分			m3	1,000	処分費	管理費区分T
		廃路盤材処分			m3	4,960	処分費	管理費区分T
グラウト・コト舗装工	グラウト・コト用舗装工	人工芝舗装	路盤材の種類:C-40, 人工芝の規格:ロングパイル人工芝, 各種ライン及びマークを含む, 仕上り厚:290mm	人工芝舗装工	m2	9,514	材工共	フィルター層、上層路盤(車道・路肩部)、透水性アスファルト舗装及び諸雑費(まるめ)は同細別に別途計上
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック処分			kg	20	処分費	管理費区分T
共通仮設費	技術管理費	土壌調査			試料	168,000	調査費	管理費区分9
		現場CBR試験	3点/1箇所, 間接費含む		箇所	80,000	調査費	管理費区分9

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備			式	1				
敷地造成工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削		土質:土砂,施工方法:オープンカット,押土:無し,障害:無し,施工数量:5,000m3未満	m3	1,400				(概)
盛土工			式	1				
路体(築堤)盛土		施工幅員:4.0m以上	m3	140				(概)
路床安定処理工			式	1				
安定処理		使用機械:スプレイザ,混合深さ:0.6m以下,固化材使用量:2t/100m2,固化材の種類:セメント系,特殊土用,ハラ	m2	3,280				(概)
公園土工			式	1				
残土処理工			式	1				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	170				(概)
廃路盤材運搬		機械積込	m3	1,240				(概)
残土等処分			m3	170				

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃路盤材処分		m3	1,240				
擁壁工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂, 上記以外(小規模)	m3	90				(概)
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:土砂, 上記以外(小規模)	m3	70				(概)
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1				
小型擁壁	擁壁平均高さ:0.5m以上0.6m未満, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m	2				(概)
プレキャスト擁壁工		式	1				
プレキャスト擁壁	擁壁規格:L型擁壁, H=900, W=800, L=2000	m	72				(概)
施設整備		式	1				
雨水排水設備工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂, 上記以外(小規模)	m3	130				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し	土質区分:土砂,土質:土砂,上記以外(小規模)	m3	120				(概)
側溝工		式	1				
側溝カバー-1	U180用, SUS製	箇所	4				(概)
側溝カバー-2	U300用, SUS製	箇所	8				(概)
プレキャストU型側溝	U型側溝規格:U-180, 再利用撤去・据付, L=2000, 1000kg/個以下	m	74				(概)
管渠工		式	1				
硬質塩化ビニル管設置工 (市場単価)	VP150, 呼び径:150mm, 施工規模:20m未満	m	11				(概)
集水桝・マンホール工		式	1				
桝カバー	SUS+ヤシ繊維マット製	箇所	6				(概)
プレキャスト集水桝 (1), (2), (3)	桝規格:□520, H=800, 参考重量:211kg	箇所	3				(概)
地下排水工		式	1				
化学繊維系管-1	作業区分:据付, 管種別:波状管及び網状管, 呼び径100mm, 継手材料費含む	m	774				(概)
化学繊維系管-2	作業区分:据付, 管種別:波状管及び網状管, 呼び径150mm, 継手材料費含む	m	364				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 グラウンド・コート整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
グラウンド・コート整備		式	1				
グラウンド・コート舗装工		式	1				
舗装準備工		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	8,290				(概)
グラウンド・コート用舗装工		式	1				
シオテキスタイル敷設	長繊維ポリエステル系不織布(300g/m2)	m2	8,290				(概)
人工芝舗装	路盤材の種類:C-40,人工芝の規格:ロングペイル人工芝,各種ライン及びマークを含む,仕上り厚:290mm	m2	8,290				
グラウンド・コート施設整備工		式	1				
競技施設工		式	1				
ゴールポスト基礎	金物一式を含む	基	4				(概)
フライングボール基礎	ゴム仕切りタイプ	基	6				(概)
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 グラウンド・コート整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り	土質:土砂,上記以外(小規模)	m3	50				(概)
埋戻し	土質区分:土砂,土質:土砂,上記以外(小規模)	m3	70				(概)
構造物取壊し工		式	1				
雨水桝撤去-1 構造物とりこわし	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	箇所	1				(概)
雨水桝撤去-2 構造物とりこわし	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	箇所	1				(概)
雨水桝撤去-3 構造物とりこわし	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	箇所	1				(概)
コンクリート壁撤去 構造物とりこわし	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m	74				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:15cm以下,積込作業:有り	m2	8,290				(概)
サッカーゴール固定金具撤去	無筋構造物,機械施工	箇所	4				(概)
コーナーフラッグ埋込金具撤去		箇所	6				(概)
暗渠排水管撤去-1 暗渠排水管	作業区分:撤去,管種別:波状管及び網状管,呼び径100mm	m	919				(概)
暗渠排水管撤去-2 暗渠排水管	作業区分:撤去,管種別:波状管及び網状管,呼び径150mm	m	181				(概)
暗渠排水管撤去-3 暗渠排水管	作業区分:撤去,管種別:直管,呼び径150mm	m	11				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 グラウンド・コート整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工		式	1				
殻運搬-1	殻種別:アスファルト殻	m3	415				(概)
殻運搬-2	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	3				(概)
廃プラスチック運搬	運搬種別:廃プラスチック, 細別に廃プラスチック積込を含む	kg	604				(概)
現場発生品運搬	クレーン装置付き2t級, 吊り能力2.9t, 積込み・荷卸し含む, 発生材種類:ヘビ- H2	t	0.03				(概)
殻処分-1	殻種別:アスファルト殻	m3	415				
殻処分-2	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	3				
廃プラスチック処分	処分種別:廃プラスチック	kg	604				
スクラップ処分	スクラップ 種別:ヘビ- H2	t	-0.03				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	144				(概)
概略発注工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 グラウンド・コート整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 25.8%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
土壌調査		試料	1				
現場CBR試験	3点/1箇所, 間接費含む	箇所	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	下鳥羽公園球技場人工芝改修工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 グラウンド・コート整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 下鳥羽公園球技場人工芝改修工事

工事場所 京都市伏見区下鳥羽西芹川町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事の施工にあたり、下鳥羽公園の一般に開放された部分を通行する場合は、公園利用者の安全確保に細心の注意を払うとともに、必要な対策を講じること。
- 2 資材置場、工事関係車両の駐車場等のヤードについては、本工事範囲内に設けることとする。
- 3 本工事範囲以外の下鳥羽公園及び駐車場利用者等から工事に対し要望等が生じた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、その対応策について監督職員の指示に従うこと。
- 4 本工事において施設等を破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに受注者の責において適切に対応し、現状復旧を行うこと。特に園内を車両が通行することで舗装等が損傷する可能性が考えられる場合は養生を行う等の対策を検討すること。
- 5 安定処理に当たっては施工の前に設計図書に指定している箇所で現場 CBR 試験を行い、その試験結果を監督職員に報告すること。現場 CBR 試験の結果によっては安定処理の施工範囲を変更することがあり、その際は設計変更の対象とする。なお、現場 CBR 試験の試験方法については、事前に監督職員と相談すること。

第5条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。

第6条（工程）

- 1 本工事は令和7年8月1日～令和8年3月13日の間に限り、下鳥羽公園運動施設球技場の利用を停止して施工するものである。そのため、この期間内に工事に着手し完成させなければならない。
- 2 既存の人工芝舗装（アスファルト舗装を除く人工芝のみ）については、施設管理者において令和7年8月1日から令和7年9月30日の間に撤去される予定である。当該作業に支障のない範囲で本工事を進めることは可能であるが、その場合は受注者同士で工程や施工方法等を十分に協議した上で実施すること。
- 3 人工芝舗装の材料については、概ね3か月程度の納期が必要となることを踏まえ、工程管理に十分留意すること。

第7条（ロングパイル人工芝標準仕様書）

設計図書に記載されていない事項については、下の資料等を適用するものとする。

- | | |
|--|-----------------|
| (ア) サッカー競技規則 | (公財) 日本サッカー協会 |
| (イ) ロングパイル人工芝 ピッチ公認制度 ガイドライン | (公財) 日本サッカー協会 |
| (ウ) JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認 検査実施マニュアル | (公財) 日本サッカー協会 |
| (エ) 屋外スポーツ施設の建設指針（令和5年改訂版） | (公財) 日本スポーツ施設協会 |
| (オ) その他、定めのない事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。 | |

第8条（人工芝の仕様）

- 1 ロングパイル人工芝の仕様については、MCC スポーツ(株)製アストロフィール DD または同等品以上とし、アストロフィール DD の仕様は下表のとおりである。

項目		性能
人工芝	人工芝の接続方法	ミシン縫い
	製法	ダブルタフト製法
	パイル素材	弾性高分子配合ポリオレフィン(ポリエチレン)
	パイル製法	モノフィラメントヤーン
	パイル長さ	60mm (±5%)
	パイル厚み	410 μ m、365 μ m
	パイル織度	28、800 dtex/株 (2、600 dtex/本、2、200 dtex/本)
	パイル断面形状	ダイヤモンド形状
	ゲージ幅	5/8 ゲージ
	色	ライムグリーン/フィールドグリーン 2色混織
	基布材質	ポリプロピレン
	バックング材	SBR ラテックスコーティング
充填材	硅砂	特殊調整砂
	弾性材	黒ゴムチップ
	充填厚	約 40mm (±10%)

- 2 人工芝製品については、日本サッカー協会（JFA）ロングパイル人工芝ピッチ公認検査実施マニュアルによる検査を完了しており、製品検査完了証の交付を受けたものとする。なお、検査が完了していることを証明する書類（製品検査完了書の写し等）を提出すること。
- 3 人工芝製品の選定においては、本条に規定する仕様を確認できる資料を提出し、監督職員による材料承諾を得ること。
- 4 人工芝製品は受注者においてライン及びマークや競技施設の割付図等の施工図を作成し、監督員の承諾を得てから注文すること。施工図は各種競技種目の最新の競技ルールに基づいて作成するものとし、ラインマークの重なり（表示の優先順位）が分かるものとする。また、競技ルールの改定や施設管理者等からの要望等により発注図面と些少の変更が生じたとしても精算の対象としない。

第9条（フィールドテスト（現地検査））

本工事ではロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン（〈第8版〉2022年6月23日）で示されるフィールドテストと同等の検査を行うこと。また、検査においては、監督職員に立会いを求めるとともにその計測値を報告すること。

なお、試験の内容は下表のとおりとし、試験に要する費用は受注者の負担とする。

[下部構造特性の要求事項]

試験項目	試験方法	基準値
傾斜	現場レベル測定	0～1.0% (センターから各コーナー方向に対して)
平坦性	平坦性測定試験 3 mプロファイルメータ使用時	各ライン 2.4mm 以下
基盤の透水性	現場透水試験器	15 秒以下/300ml

[人工芝敷設後(現地検査)の要求事項]

試験項目	試験方法	基準値
ボールの垂直反発高さ	EN 12235	0.6-1.0m
ボールの転がり	FIFA Test Method 03	4-10m
衝撃吸収性	FIFA Test Method 04a	50-70%
垂直変位	FIFA Test Method 05a	4-11mm
回転抵抗	EN 15301-1	25-50Nm

注) フィールドテストではJFA 検定球を使用すること。

第10条 (交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
工事範囲周辺	1～3名	交通誘導警備員B 1～3名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第11条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第12条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁	本体
側溝工	側溝 ^{カゴ} -1	本体
	側溝 ^{カゴ} -2	本体
集水桝・マンホール工	桝 ^{カゴ}	本体
	プレキャスト集水桝	本体
グラウト・コート用舗装工	人工芝舗装	本体及び充填材
競技施設工	ゴール ^ポ スト基礎	本体
	フック ^ポ ール基礎	本体

第13条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第14条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
路床安定処理工	安定処理	安定処理の施工範囲（墨出しを行うこと）
地下排水管	化学繊維系管-1 化学繊維系管-2	管の敷設後（敷設後、すぐに埋め戻す場合は、書面で確認する。）
グラウト・コート用舗装工	人工芝舗装	アスファルト舗装の施工後

第15条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、本工事では「小規模工事」の欄を参照すること。

4 建設副産物に関する事項

第16条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原34	設計運搬距離 L=1.7km
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L=21.1km
アスファルト塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L=4.2km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78番地	設計運搬距離 L=3.0km

本工事では廃路盤材の処分に当たり、土壤調査費等は計上していないが、受入施設から土壤調査を求められた場合は土壤調査を行うこととし、その場合は設計変更の対象とする。

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、廃路盤材の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 京都コン碎(株) 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原 34	設計運搬距離 L = 1.7km

建設発生土の搬出開始前に建設発生土の土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、本工事では土壌調査費として受入施設が定める額（1 試料 168,000 円）を計上している。

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2)	京都府京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 3.5km

第 17 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第18条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の21日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第19条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化・建設リサイクル」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第20条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に

係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化・建設リサイクル」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第21条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

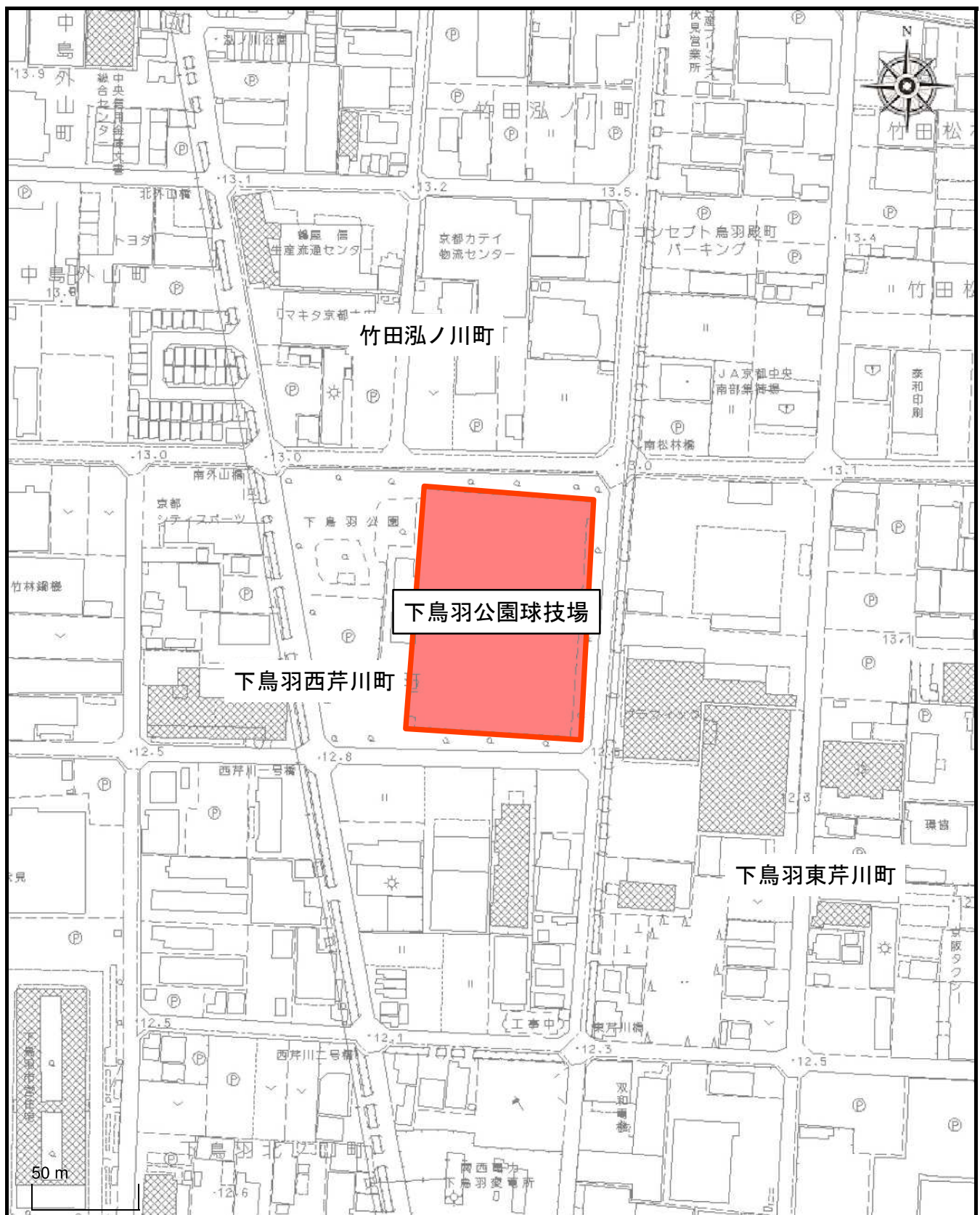
（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第22条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

位置図



1 / 2500

本工事施工範囲